

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
（占用料の減免） 第3条 区長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。 ~ [略]				〔同左〕 第3条 区長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。 ~ [略]			
別表				別表			
	占 用 物 件	単 位	占 用 料		占 用 物 件	単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		6,570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	〔同左〕		5,480円
	第2種電柱		10,200円		〔同左〕		8,560円
	第3種電柱		13,900円		〔同左〕		11,600円
	第1種電話柱	〔略〕	3,740円		〔同左〕	〔略〕	3,120円
	第2種電話柱		6,040円		〔同左〕		5,040円
	第3種電話柱		8,320円		〔同左〕		6,940円
	その他の柱類		510円		〔同左〕		430円
	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	68円		〔同左〕	〔略〕	57円
	地下に設ける電線その他の線類		33円		〔同左〕		28円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	5,180円		〔同左〕	〔略〕	4,320円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	3,450円		〔同左〕	〔略〕	2,880円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	10,700円		〔同左〕	〔略〕	8,920円
	広告塔	〔略〕	20,400円		〔同左〕	〔略〕	17,000円
	その他のもの	〔略〕	9,440円		〔同左〕	〔略〕	7,870円
法第32条第1項	外径が0.04メートル未満のもの		130円	法第32条第1項	外径が0.1メートル未満のもの		280円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		220円		〔同左〕		430円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		330円		〔同左〕		570円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		510円				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		680円				

第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		〔略〕	1,040円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			1,400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			2,410円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			3,450円
	外径が1メートル以上のもの			6,910円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			〔略〕	7,240円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			〔略〕	9,440円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	〔略〕	〔略〕
		階数が2のもの		〔略〕
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			10,400円
	地下に設ける通路			6,250円
	その他のもの			8,220円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		〔略〕	200円
	商品置場その他これに類するもの		〔略〕	20,400円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		〔略〕	20,400円
	標識		〔略〕	8,640円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	〔略〕	200円
		その他のもの	〔略〕	20,400円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	204,000円
		その他のもの	〔略〕	102,000円
令第7条第2号に掲げる工	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			12,900円

第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		〔略〕	1,170円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			2,880円
	〔同左〕			5,760円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			〔略〕	6,040円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			〔略〕	7,870円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	〔同左〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕
		〔同左〕		〔略〕
		〔同左〕		Aに0.008を乗じて得た額
	〔同左〕			11,300円
	〔同左〕			5,660円
	〔同左〕			6,850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	〔同左〕		〔略〕	170円
	〔同左〕		〔略〕	17,000円
令第7条第1号に掲げる物件	〔同左〕		〔略〕	17,000円
	〔同左〕		〔略〕	7,200円
	〔同左〕	〔同左〕	〔略〕	170円
		〔同左〕	〔略〕	17,000円
	〔同左〕	〔同左〕	〔略〕	170,000円
		〔同左〕	〔略〕	85,000円
令第7条第2号に掲げる工	〔同左〕			10,800円

事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場	危険防止施設	〔略〕	4,170円
	詰所		20,400円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設		〔略〕	9,440円
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

- 1～5 〔略〕
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、更に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 〔略〕

事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場	〔同左〕	〔略〕	3,480円
	〔同左〕		17,000円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設		〔略〕	7,870円
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔新設〕			
令第7条第9号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

- 1～5 〔略〕
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、更に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 〔略〕

## 付 則

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。